

国保の抜本的改革を求める意見書

高すぎる国民健康保険料（税）に住民が悲鳴をあげています。北海道でも滞納世帯は9.6万、全加入世帯の12%を超えています。高すぎる保険料(税)は、住民の暮らしを苦しめているだけではなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを「国保の構造問題」だとし、「国保を持続可能とする」ためには、「被用者保険との格差を縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。

国保加入者の平均保険料（一人当たり）は、政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民にたいへん重い負担を強いる制度になっているのです。

高すぎる保険料（税）問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保するうえでも、重要な政治課題です。よって、以下の施策を実施することを強く求めます。

記

1. 国保の定率国庫負担の増額を要望し続けている全国知事会、全国市長会、全国町村会なども要求している、公費1兆円を投入して、協会けんぽ並み負担率にすること
2. 「人頭税」と同じ「均等割」「平等割（世帯割）」を廃止し、国保料（税）を協会けんぽ並みに引き下げること
3. 困ったときに、困った人を助ける国保制度にするため、生活困窮者の国保料（税）を免除し、その費用は国庫で補う国の制度をつくること
4. 保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条を改正し、保険証の取り上げをなくすこと。強権的な取り立てを奨励する国の行政指導をやめること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月12日

北海道江差町議会議長 打越 東丞夫